

地域運営組織条例等の整備について

① 条例整備

- **地域運営組織条例** 地域運営組織を条例上で位置づけ組織が公民館事業を担う根拠とする。（条例概要は別紙のとおり）
- **公民館条例(修正)**
 - 第1条 第2項を新設し事業内容を明記。従来の公民館活動に地域づくり活動の拠点を加える。
（町長部局から教育委員会部局への事務委任及び集落支援員特別交付税措置の根拠）
 - 第6条 「公民館運営協議会の設置必須」の規定を「できる規定」に修正する。
地域運営組織認定地区で公民館運営協議会を設置せず、組織と町協働の運営を可能とする。

② 職員配置

- **企画政策課** → 組織認定事務、交付金事務を行う地域づくり担当
（現在古布庄、安田、成美、以西の各地区に配置している地区担当は配置しない）
- **社会教育課** → 地区ごとの公民館担当を配置
- **地区公民館** → 館長1名、主事兼支援員2名

③ 主管課の整理

主管課	業務内容
社会教育課	公民館事業（行政直接予算） 地区公民館職員雇用・管理 地区公民館施設の管理 施設改修 → 従来の公民館事業（軽トラ市等フリマ的なもの含む） → 公民館長、主事兼支援員 → 地区公民館、旧古布庄保 → 旧安田小（R6）、旧以西小（R7）
企画政策課	地域運営組織条例関係 地域振興事業（交付金） 地域コミュニティ的施設の管理 → 組織認定 → 任意団体（実行委員会等）で推進 ※団体で許可等必要な業務、スタッフ報償費の発生する業務（レストラン、共助交通、子ども食堂等） → 旧安田保
各担当課	その他個別課題 → 区長会、自治振興費、人権・同和教育推進協議会、まちの保健室、地域包括ケア等

④ 条例策定スケジュール

11月20日	公民館長・主事説明	12月下旬～	条例案パブリックコメント
11月24日	議会全員協議会	1月	パブコメ結果報告
12月	12月議会 条例案協議	3月	議会上程

「琴浦町地域運営組織条例（仮称）」の制定

※行政と協働して地域づくりを推進する地域運営組織を条例に位置づけることで、人的・財政的支援を担保し、持続可能な地域運営を行う

●条例の内容

■組織の役割

- ・町と協働して地域づくりを推進する組織であること。
- ・地域の活性化及び地域の課題の解決に自主的かつ主体的に取り組むこと。
- ・地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図ること。

■要件

- ・区域の全ての自治会が参加し、区長が運営に参画する組織であること。
- ・当該区域の住民の全てが加入できること。
- ・目的、名称、区域、所在地、会員資格、意思決定機関等を明記した規約に従い運営すること。
- ・役員や代表者を民主的に選出、民主的で透明性のある組織であること。
- ・地域づくりの目標となる「地域ビジョン（仮称）」を策定し、それに基づき活動すること。

■認定

- ・町は要件に該当する組織を地域運営組織として認定する（1地区に1団体）。

■事業

- ・社会教育法第22条に規定する事業、住民自治・住民主体の地域づくり活動推進、地域福祉、地域防災、人権啓発、その他
- ・活動の制限（宗教、政治、特定の公職候補者・政党）

■町の支援

- ・地域運営組織に対し人的・財政的に必要な支援を行い、組織の自主性自立性を尊重

●その他

- ・地域運営組織の活動拠点は地区公民館とする。
- ・地域運営組織への指定管理は、行わない。
- ・施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を旨とする。

琴浦町地域運営組織条例

(目的)

第1条 この条例は、地域住民により設立された地域運営組織に関し必要な事項を定めることにより、地域運営組織の活動の定着及び活性化を図り、もって住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地域運営組織 地域住民が中心となって形成し、住民の主体的参画をもって地域活性化や地域福祉の充実、地域課題の解決に向けた取り組みを継続して実践する組織をいう。

(2) 地域づくり 自治会、地域運営組織及び町が相互に連携し、地域の課題解決に向けた住民主体による活動を推進することで、将来にわたって安心して住み続けられる地域を実現するために行う活動をいう。

(組織の役割)

第3条 地域運営組織は、町と協働して地域づくりを行うものとする。

2 地域運営組織は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。

3 地域運営組織は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、地域運営組織相互に情報交換及び連絡調整を図るように努めるものとする。

(対象区域)

第4条 地域運営組織の事業の主たる対象となる区域は、琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)第2条において定める地区ごとの対象区域とする。

(組織の要件)

第5条 地域運営組織は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 当該区域のすべての自治会が参加をし、その代表者が地域運営組織の運営に参画していること。

(2) 当該区域の住民すべてが加入できること。

(3) 目的、名称、区域、事務所の所在地、会員の資格、代表者及び会議、意思決定を行うための機関などを明記した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。

(4) 運営に当たる役員や代表者が民主的に選出されていること。

(5) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 町長は、前条の要件に該当する組織を地域運営組織として認定することができる。

2 前項に規定する認定は、1つの地域につき、1団体に限るものとする。

3 第1項に規定する認定に関する手続は、町長が別に定める。

(事業)

第7条 地域運営組織は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業
- (2) 住民自治の向上を図り、住民主体による地域づくりを進めていくために必要となる住民活動の支援及び推進に関する事業
- (3) 地域福祉の推進に関する事業
- (4) 地域防災の推進に関する事業
- (5) 人権啓発の推進に関する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか地域づくりに寄与する事業

(活動の制限)

第8条 地域運営組織は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(地域計画)

第9条 地域運営組織は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた地域計画として「地域づくりビジョン」を策定するものとする。

(町の支援)

第10条 町は、地域づくりを推進するため、地域運営組織に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、町は、地域運営組織の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【参考】 R5年6月 常任委員会資料

琴浦町地域づくりの方針

地区公民館を基軸として 地域づくり及び地域の課題解決に取り組む

● 各地区の実態に即した地域振興や組織のあり方を尊重し、住民主体の地域づくりを進める

①地区公民館による地域運営

→ 公民館を中心として、住民を巻き込んだ主体的な地域振興を推進

- ・ R 7 年度末全地区一斉のセンター化（住民組織による地域運営）は修正し、各地区の状況に応じて支援
- ・ 各種サークル活動やボランティア活動等、地区内の様々な住民団体の活動を支援
- ・ 公民館における社会教育事業を発展させ、地区住民の主体性と全体の機運が高まれば、協議会等の立ち上げを支援



住民組織による地域運営に移行可能

②住民組織による地域運営

→ 住民組織による主体的活動（生涯学習、地域振興等）を推進

- ・ 「まちづくり協議会条例」等、住民組織活動の根拠となる規程を整備
- ・ 人的支援（館長、主事の配置）、財政的支援（交付金等での活動費）を継続
- ・ 公民館は残すが、施設名は愛称でも可とし、親しみやすい地域の拠点を目指す

スケジュール

- 6月 社会教育委員会等で公民館のあり方協議
議会への説明
- 7月以降 各地区で区長・公民館運営協議会委員等へ説明
- 9月 モデル事業の効果検証、議会報告
- 12月 必要条例等の議会上程
各地区の実態に即した地域運営実施
 - ・ モデル事業実施地区 → 住民組織による地域運営実働開始
 - ・ 地区公民館による地域運営地区 → 地区公民館の地域運営継続しながら住民参画を推進

【地区公民館】

7月以降 まちづくり・地域振興についての研修
（館長・主事等を対象に複数回実施）



各地区の区長・公民館運営協議会委員等中心に
地域づくりの話し合いを開始